

## 公募要領より抜粋

### 1. 事業名 令和3年度「学校図書館の活性化に向けた調査研究」

#### 2. 事業の趣旨

令和2年度から新学習指導要領が小学校から順次、全面実施されている。指導要領では「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの学習過程の改善が求められているところであり、小学校・中学校・高等学校の全ての学習指導要領総則においては、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実させることが求められている。

さらに、国語や社会等の教科をはじめ、総合的な学習の時間（総合的な探求の時間）においても、学校図書館の活用が示されていることや、不読率（1か月に一冊も本を読まない子供の割合）の改善のためにも学校図書館の役割は重要である。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの学校が臨時休業となり、学校図書館についても休館を余儀なくされたが、一方で、図書館活動を継続させるため、感染防止策を徹底した上で、さまざまな工夫した取組を行った学校図書館も存在した。

今後の学校図書館の活用については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議により提唱された新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を踏まえた、新たな学びに対応した工夫などが必要となっている。

以上のことから、学校図書館の新たなモデルを構築するため、学校図書館の読書センター、学習センター及び情報センターとしての機能強化による活性化に向けた特色ある取組に関する調査研究を実施する。

#### 3. 事業の目的

学校図書館の機能強化による活性化に向けて、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を踏まえた新たな学びに対応した、緊急事態等が発生した場合でも、学校図書館の機能を維持・継続させるための先導的かつ特色ある取組を行うことにより、学校図書館を活用した新たなモデルを構築し、学校図書館の活性化を図る。

#### 4. 事業の委託先

都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、市町村教育委員会、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人及び取組を企画、実施できる団体（以下「教育委員会等」という）。

ただし、任意団体の場合は、次の①から④までの要件を全て満たすこととする。

- ①定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ②団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④団体等の本拠としての事務所を有すること

## 5. 事業の内容

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」や「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」などを踏まえ、司書教諭・学校司書の活用による学校図書館の機能の強化や緊急事態でも学校図書館活動を継続させるための先導的かつ特色ある取組に関する実践的な調査研究を行う。

なお、「学校図書館ガイドライン」及び第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を参考に、学校図書館を取り巻く現状と課題を整理し、取組のねらい及び効果を明確に目標と設定し、計画・実施すること。

(取組の例)

- ・電子書籍などオンラインにおけるコンテンツを活用した取組
- ・司書教諭、学校司書等を活用した取組
- ・公立図書館等の地域資源を活用した取組 等

具体的には下記（i）～（v）を実施する。

### （i）学校図書館総合推進地域もしくは推進協力校の指定

委託を受けた教育委員会等は、学校図書館の活用に総合的に取り組む地域を学校図書館総合推進地域（以下「推進地域」という。）に指定する。もしくは、学校図書館に関し実践的な研究を行う小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を学校図書館推進協力校（以下「推進協力校」という。）に指定する。

推進地域を指定する場合、その範囲は原則として中学校区以上とする。なお、学校種を問わず域内のすべての学校に在籍する児童生徒や学校図書館関係者に対し、取組を実施することが望ましい。推進協力校を指定する場合は、1校もしくは2校程度とする。

### （ii）企画運営委員会の設置

推進地域を指定する場合においては、企画運営委員会を組織すること。推進協力校を指定する場合においても、企画運営委員会を組織することが望ましい。

#### ①構成

本事業を受託する教育委員会等の担当者、推進地域の本件担当者、及び、行政、学校、図書館、子供の読書活動に携わる団体等の関係者により構成する。

#### ②役割

- ・事業の在り方や効果的な実施方法等の検討
- ・事業の成果指標の設定
- ・事業の成果や課題についての検証、分析 等

○ 学校図書館の活用により推進地域（推進協力校）の課題がどの程度改善したかについて、定量的な成果指標を設定すること。なお、複数の指標を設定することが望ましい。

(iii) 事業実施

(推進地域を指定した場合)

委託を受けた教育委員会等は、推進地域全体が学校図書館の活用に総合的に取り組む実践的な調査研究を行う。

また、(ii)の企画運営委員会での議論を踏まえ、内容を精査すること。新規性の高い取組や、参画する人数の多い取組、学校・地域・家庭間の連携が図られる取組、他の参考となる取組が望ましい。

(推進協力校を指定した場合)

委託を受けた教育委員会等は(ii)の企画運営委員会を設置しない場合、推進協力校の本事業担当者との協議の上、事業の目標・取組内容を精査し、かつ、学校図書館の活用により推進協力校の課題がどの程度改善したかについて、定量的な成果指標を設定すること。なお、複数の指標を設定することが望ましい。

また、委託を受けた教育委員会等は、研究の適切な実施のために必要な指導、助言又は援助を行うこと。

(iv) 取組の効果に対する検証、分析

(iii)により実施した取組の結果について、(ii)の企画運営委員会を設置している場合は当該委員会において、設置していない場合は本件担当事務局においてその効果の検証、課題の分析を行い、議事録や報告書等を文部科学省へ提出する。左記の作業に当たっては、各地域において従前より測定している子供の読書活動に関する指標や授業での学校図書館活用実績数等を用い、取組実施前と実施後の数値の変化などにより事業効果を客観的に測定したり、取組に参加した児童生徒や学校図書館関係者に対するアンケート調査などを行い、学校図書館の振興に対し成果のあった要因について分析を行う。また、成果の見られなかった取組についてもその要因や改善策などを検証する。

更に、他の地域における実践の参考となるよう、共通性のある課題に対し、解決策を提言する等、取組のモデル化を可能とするような分析を行うこと。

(v) 取組の成果の普及、啓発

本事業によって得られた成果物(本事業により作成した副教材・指導資料等)は、報告書の配布やホームページへの掲載等を通じて、広く普及・啓発を図ること。その際、副教材・指導資料等の成果物は、編集可能なデータ形式でホームページに掲載するなど、他の地域や学校において活用しやすいものとなるよう配慮すること。なお、成果物のホームページへの掲載は、事業完了後、3年間実施するよう努めること。

また、文部科学省から求めがあった場合には、主催するシンポジウム等や事例集作成に協力し、成果の普及・啓発に努めること。

